

I 組織の使命

保健福祉部は、社会福祉に関する部門と公衆衛生に関する部門で構成されており、福祉事務所と保健所を設置し、社会福祉法、生活保護法、障害者基本法、老人福祉法、介護保険法、地域保健法、健康増進法などの関係法令に基づき、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、支援を必要とされる方などに対し、各種保健福祉サービスを提供するとともに、地域における支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。

保健福祉部のミッション（使命）は、

「人々が笑顔でつながり、健やかで安心できる暮らしを守ること」です。

このため、市民一人ひとりの個性を尊重しつつ、持てる能力を発揮し、生涯にわたって生き生きと共に支え合う地域社会を形成するとともに、各種団体や事業者等と連携し、市民に必要な保健福祉サービスが提供されるよう、各種施策に取り組めます。

II 組織の基本方針

- 市民の健康を守り、増進します。
- 地域共生社会の実現に向け、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 地域を支える福祉人材の育成を支援します。
- 地域の保健医療体制の充実と安全で衛生的な生活環境の確保に努めます。

III 主要施策・事務事業

1 誰もが健やかで心豊かに暮らすことができる健康施策の推進

- (ア) 「第3次函館市健康増進計画」に基づき、将来を見据えた健康づくりのため、特に働く世代へのアプローチを展開し、健康課題の解決に取り組むとともに、生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防のため、食事、運動、歯・口腔等に関する正しい健康知識の普及啓発に努めます。
- (イ) 受診勧奨や正しい健康知識の普及啓発により、特定健診、がん検診等の受診率を向上させ、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めるとともに、がん患者の生活の質の維持向上および生活上の不安の緩和のための支援を行います。
- (ウ) 官民連携の健康づくりプラットフォームである「はこだて健幸プロジェクト」において、市民の健康づくりに向けた事業を幅広く展開するとともに、はこだて健幸アプリ「H a k o b i t」のさらなる活用を促進することにより、健康づくりの習慣化を図ります。

2 地域福祉の推進

- (ア) 行政と地域住民等が問題意識を共有しながら連携し、社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、第4次函館市地域福祉計画の推進に取り組めます。
- (イ) 自立相談支援機関を併設した、福祉拠点としての地域包括支援センターにおいて、障がい、子ども、生活困窮、ひきこもりなど幅広い分野の課題に、世代を問わずアウトリーチを含めた相談支援を行います。

- (ウ) 「函館市自殺対策行動計画」の中間評価を踏まえた各種施策を推進するとともに、関係機関との情報共有や連携を図り、包括的な自殺対策を推進します。
- (エ) 社会福祉法人および社会福祉施設への指導監査とともに、介護・障害サービス事業者への指導および監査や、有料老人ホームの検査を実施することにより、提供されるサービスの質の確保を図ります。

3 低所得者援護対策の実施・推進

- (ア) 生活困窮者の自立支援として、個別の包括的な支援計画を作成し、継続的な相談支援を行うほか、生活保護受給者には就労支援等の自立支援プログラムなどの実施により、一層の自立支援に努めます。
また、貧困の連鎖の防止のため、高校進学等を見据えた学習支援等事業を行うなど、低所得者の自立支援策に取り組みます。

4 障がい児・者への自立支援

- (ア) 「第2次函館市障がい者基本計画」および「第7期函館市障がい福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することを目指して各種施策に取り組みます。
- (イ) 障がい者虐待相談窓口において、多様化する虐待の事案に対し、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関との連携、情報交換を行い、さらなる虐待の防止に努めます。
- (ウ) 市民に対し障害者差別解消法の主旨や考え方などについて普及啓発を進めるとともに、障害者地域生活支援事業等の円滑な実施を通じ、障がい者の社会参加の促進に努めます。また、「手話言語条例」および「障がい者コミュニケーション条例」の制定に向け、引き続き検討を進めます。

5 高齢者福祉の推進

- (ア) 「第10次函館市高齢者保健福祉計画・第9期函館市介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと暮らす地域共生社会の実現を目指して介護基盤の整備や地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。
- (イ) 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、介護予防活動の環境整備や認知症の正しい知識と理解の普及啓発に努めるほか、高齢者虐待の防止および適切な保護等に向けた支援体制の充実を図ります。
- (ウ) 潜在的な介護職の掘り起こしや新規就労の促進のほか、職員のスキルアップ支援などにより介護保険制度の安定的な運営のための介護人材の確保に取り組みます。

6 健康を守る地域保健医療の推進

- (ア) 夜間急病センターをはじめとする救急医療機関の役割分担や適正利用についての周知に努め、二次救急輪番病院への負担軽減を図り、夜間や休日における救急医療体制の確保に努めます。
- (イ) 病院、診療所、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等への立入検査や監視指導の実施により、医療機関等事業者の適切な管理提供体制の維持向上に努めます。
- (ウ) 医療・介護連携支援センターの機能を活かし、在宅医療・介護サービスの相談体制、提供体制の充実を図るとともに、医療・介護連携推進協議会を通じて、関係機関との連携強化に努めます。

7 食品の安全性と衛生的な生活環境の確保

- (ア) 食品の安全性を確保するため、製造、調理、販売施設に対して衛生管理や適正な食品表示に関する監視指導を行うとともに、食品およびと畜の検査体制の充実を図ります。
- (イ) 入浴客数の減少や燃料費の高騰など、厳しい経営環境にある公衆浴場（銭湯）に対する支援に努めます。
- (ウ) 動物愛護管理センターを拠点として、保健所が引き取りした犬・猫の譲渡促進を図り、殺処分の減少に努めるほか、動物の適正な飼養等について啓発を行うなど、動物愛護団体や獣医師会等と連携協力し、動物の愛護および管理を推進します。

8 予防を重視した感染症対策の推進

- (ア) 「函館市感染症予防計画」に基づき、新興感染症の発生およびまん延に備え、平時から保健所の体制の確保や検査能力の向上等に取り組むほか、感染症危機が発生した際に市民の生命および健康を保護するための行動指針となる、「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、国および道の計画を踏まえた改定を検討します。
- (イ) 各種感染症の国内外の流行状況等を踏まえ、情報の収集・分析を行い、感染症に関する正しい情報を市民へ提供するとともに、感染予防に関する注意喚起や予防接種の実施など、必要な対策を講じます。